

第 82 号

令和 7 年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度山梨県恩賜県有財産特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 803,914 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,016,391 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県 支 出 金		1,399,009	496,425	1,895,434
	1 県 補 助 金	1,399,009	496,425	1,895,434
3 財 産 収 入		2,553,929	19,489	2,573,418
	1 財 産 運 用 収 入	2,203,276	19,489	2,222,765
8 県 債		1,117,513	288,000	1,405,513
	1 県 債	1,117,513	288,000	1,405,513
歳 入 合 計		7,212,477	803,914	8,016,391

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		3,027,490	803,914	3,831,404
	1 事 業 費	3,027,490	803,914	3,831,404
歳 出 合 計		7,212,477	803,914	8,016,391

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	県営森林管理道開設費	301,682
		林道改良費	373,131

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
県営森林管理道開設事業について請負契約を締結すること。	令和7年度から 令和8年度まで	40,001 千円

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林 道 費	575,000	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。	863,000	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	1,117,513				1,405,513			